都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1. 就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し，各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
55	55	48	34	19	36	34	26	40	1	3	21	21	0	2	50	0	3	3	26	8	23	1	0	0	3	3	19	2	33	41	10	4	4
千葉県	千葉市	○	○			○		○			○	・入学通知書に就学援助制度について記載 ・児童扶養手当認定時に就学援助制度の案内を配付 ・各区役所窓口に就学援助制度の書類を配架			○				○									○	○	○			
千葉県	銚子市	○	○			○									○				○													○	児童扶養手当担当課に児童扶養手当支給申請者に対し、就学援助制度のチラシの配布依頼
千葉県	市川市	○	○		○		○	○			○	2学期中に学校で就学援助制度の書類を配布，児童扶養手当所管課で就学援助制度の案内を配布。			○						○								○	○	○			
千葉県	船橋市	○	○				○	○			○	学校から保護者へのメール配信、船橋駅前のデジタルサイネージ、SNS（Twitter）			○				○									○	○	○			
千葉県	館山市	○	○	○		○	○	○			○	就学通知書及び就学時健康診断通知書に就学援助制度の書類を同封している。			○						○												
千葉県	木更津市	○			○		○	○							○				○										○	○			
千葉県	松戸市	○	○		○		○	○						○						○									○	○	○		
千葉県	野田市	○			○		○	○							○						○								○	○	○		
千葉県	茂原市	○	○		○	○	○	○							○						○									○			
千葉県	成田市	○	○	○	○	○		○							○				○						○	入学準備学用品費（入学前支給）については、入学予定校のほか教育委員会でも受付可能としている			○		○		
千葉県	佐倉市	○	○		○	○		○							○				○										○	○	○		
千葉県	東金市	○	○		○	○	○	○							○						○						○		○	○			
千葉県	旭市	○	○	○	○		○	○							○						○						○		○	○			
千葉県	習志野市	○	○	○	○	○					○	学校から保護者に配付する学校だよりに掲載			○				○										○	○		○	転入者に対し、就学援助制度の案内を配布している。
千葉県	柏市	○	○	○	○		○	○							○						○						○		○	○	○		
千葉県	勝浦市	○						○			○	転入者、区域外就学の保護者には、個別に案内をしている			○						○								○	○		○	転入者、区域外就学の保護者には、個別に案内をしている
千葉県	市原市	○	○	○	○	○	○	○							○						○						○	○	○	○			
千葉県	流山市	○	○	○	○		○	○							○				○						○	市内在住の児童・生徒で国立・県立・私立学校に在学中の場合は、希望者が教育委員会に提出			○	○			
千葉県	八千代市	○	○		○	○	○	○			○	就学時健康診断時に書類を配布し，同日開催の学校での入学説明会にて説明を実施 学校に学校だよりに案内を掲載するよう依頼					○	随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請日を基準に援助		○							○	○	○	○			
千葉県	我孫子市	○			○	○	○	○							○				○										○	○			
千葉県	鴨川市	○	○			○					○	在校生に対し、年1回「就学援助制度のお知らせ」チラシを配布している。			○				○														
千葉県	鎌ケ谷市	○			○		○	○			○	福祉面から子育てをサポートする担当課が作成するハンドブックにお知らせを掲載している。 必要に応じて窓口で案内している。			○				○								○		○	○			
千葉県	君津市	○			○	○	○	○							○				○											○			

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1. 就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
55	55	48	34	19	36	34	26	40	1	3	21	21	0	2	50	0	3	3	26	8	23	1	0	0	3	3	19	2	33	41	10	4	4
千葉県	富津市	○	○				○								○				○											○			
千葉県	浦安市	○	○	○		○	○	○							○				○								○		○	○	○		
千葉県	四街道市	○	○		○	○	○	○							○				○								○		○	○			
千葉県	袖ケ浦市	○	○			○	○	○							○				○	○									○	○			
千葉県	八街市	○	○	○	○	○	○	○							○				○						○	（小学校就学予定者に限り）入学準備金に係る申請のみ、申請を希望する者が教育委員会に提出			○		○		
千葉県	印西市	○			○	○		○			○	学期ごとに学校で就学援助制度の書類を配布			○				○										○	○			
千葉県	白井市		○					○			○	白井市役所公式ホームページで制度を掲載			○					○										○			
千葉県	富里市	○	○	○	○	○		○							○				○										○	○			
千葉県	南房総市	○	○	○		○		○							○				○								○						
千葉県	匝瑳市	○		○				○			○	入学通知書の郵送時に案内を同封			○						○								○	○		○	児童扶養手当担当課で、離婚等により申請に来庁した児童生徒の保護者に対して就学援助制度の案内を配布し周知を図っている。
千葉県	香取市		○	○	○	○		○							○				○										○				
千葉県	山武市	○			○						○	保護者向け一斉配信メールでお知らせ			○						○						○		○	○			
千葉県	いすみ市	○			○										○				○								○						
千葉県	大網白里市	○		○	○	○					○	各学校の学校だよりに掲載、市発行の子育てサポートブック(子育て支援策)に掲載			○						○						○		○	○			
千葉県	酒々井町	○		○	○	○					○	各小・中学校の「学校だより」へ掲載			○					○													
千葉県	栄町	○	○	○	○	○		○		○					○						○						○						
千葉県	神崎町	○	○	○		○		○	○					○					○	○	○												
千葉県	多古町	○				○		○		○	○	在校生については、2月中に案内を配布。			○						○								○	○			
千葉県	東庄町					○	○	○							○						○												
千葉県	九十九里町	○	○	○	○	○					○	学校だよりに制度を掲載			○					○									○	○			
千葉県	芝山町				○	○				○	○	保護者宛て文書の郵送			○						○						○			○			
千葉県	横芝光町	○			○	○	○	○							○				○								○			○			
千葉県	一宮町	○			○		○	○							○						○								○	○			
千葉県	睦沢町	○		○				○							○						○						○			○			
千葉県	長生村	○	○		○	○		○							○					○							○			○			

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																															
		1. 就学援助制度の周知方法																															
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)										(2) (1)のコの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)					(4) (3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)							(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)						(8) (7)のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
55	55	48	34	19	36	34	26	40	1	3	21	21	0	2	50	0	3	3	26	8	23	1	0	0	3	3	19	2	33	41	10	4	4
千葉県	白子町	○	○				○	○							○				○								○			○			
千葉県	長柄町	○	○		○	○									○						○												
千葉県	長南町	○				○	○								○						○								○	○			
千葉県	大多喜町		○		○			○							○						○								○	○			
千葉県	御宿町	○			○						○	相談があった場合、学校又は教育委員会で制度案内					○	年度当初に申請締切を設定し、締切を過ぎた申請の場合は、申請月や認定月以降から援助				○								○			
千葉県	鋸南町		○			○					○	幼稚園父母会等にて説明、案内を配付。			○						○						○						
千葉県	布施学校組合				○						○	相談があった場合、学校又は教育委員会で制度案内					○	年度当初に申請締切を設定し、締切を過ぎた申請の場合は、申請月や認定月以降から援助	○											○			

Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	＜小学校＞（1）実施・検討状況について						＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合の支給時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期②申請期日③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給をしていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業量が増加するから	エ．（入学は異なる）前支給とは自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
55	55	54	0	0	0	0	1	1	54	0	0	0	0	0	0	0	2	9	16	26	1	30	24	13	39	24	4	4	1	2	9	9	2	0	0	0	0	0	0
千葉県	千葉市	○							○											○		○	○		○		○													
千葉県	銚子市	○							○									○					○		○															
千葉県	市川市	○							○											○		○	○		○		○													
千葉県	船橋市	○							○									○				○	○			○														
千葉県	館山市	○							○											○		○	○	○		○					○	就学通知書及び就学時健康診断通知書に就学援助制度の書類を同封している。								
千葉県	木更津市	○							○											○					○														
千葉県	松戸市	○							○										○			○			○														
千葉県	野田市	○							○										○			○			○														
千葉県	茂原市	○							○											○					○	○														
千葉県	成田市	○							○											○		○	○		○														
千葉県	佐倉市	○							○											○		○	○		○														
千葉県	東金市	○							○											○					○	○		○												
千葉県	旭市	○							○										○			○	○	○	○														
千葉県	習志野市	○							○											○		○	○		○	○													
千葉県	柏市	○							○										○			○	○	○	○														
千葉県	勝浦市	○							○										○			○					○	○			○	転入者、区域外就学の保護者には、個別に案内をしている							
千葉県	市原市	○							○										○						○	○													
千葉県	流山市	○							○										○			○	○		○														
千葉県	八千代市	○							○										○						○	○					○	就学児健康診断時に書類を配布し、学校の入学説明会にて説明を実施							
千葉県	我孫子市	○							○										○			○	○		○	○													
千葉県	鴨川市	○							○											○						○	○													
千葉県	鎌ケ谷市	○							○									○							○														
千葉県	君津市	○							○									○				○			○	○													

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																				
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																				
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																																				
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）											＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに〇）											＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに〇をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）						＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学は異なる）前支給とは自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
55	55	54	0	0	0	0	1	1	54	0	0	0	0	0	0	0	2	9	16	26	1	30	24	13	39	24	4	4	1	2	9	9	2	0	0	0	0	0	0
千葉県	富津市	○							○											○		○	○								○	就学時健康診断通知の際に案内を同封							
千葉県	浦安市	○							○									○				○		○														
千葉県	四街道市	○							○										○			○	○		○													
千葉県	袖ケ浦市	○							○									○				○	○		○	○		○										
千葉県	八街市	○							○										○			○		○	○								ア：①12/1～1/31 ②12/1～1/31 ③2月後半 ウ：①9～10月頃（就学時健診案内と同時に各園で配布） ②,③アと同様						
千葉県	印西市	○							○											○					○	○												
千葉県	白井市	○							○											○			○					○			○	12月に入学通知書を発送する際に、案内文を同封している。白井市役所公式ホームページで制度を掲載。							
千葉県	富里市	○							○											○		○		○	○	○												
千葉県	南房総市	○							○										○				○	○		○												
千葉県	匝瑳市	○							○										○			○									○	入学通知書の郵送時に案内を同封							
千葉県	香取市	○							○									○					○		○													
千葉県	山武市	○							○										○			○			○													
千葉県	いすみ市	○							○											○		○			○													
千葉県	大網白里市	○							○											○		○			○													
千葉県	酒々井町	○							○								○							○	○						○	就学援助家庭で小学校入学予定者がいる家庭に案内を郵送							
千葉県	栄町	○							○											○		○	○	○	○	○												
千葉県	神崎町	○							○											○		○	○	○		○			○										
千葉県	多古町	○							○								○					○				○					○	就学時健康診断の案内の書類とともに配布。 その後、就学時健康診断の際に申請書を提出してもらう。							
千葉県	東庄町	○							○											○						○												
千葉県	九十九里町	○							○											○		○	○	○	○													
千葉県	芝山町	○							○											○					○	○				○	○	保護者宛て通知を郵送							
千葉県	横芝光町	○							○									○				○			○	○													
千葉県	一宮町	○							○											○					○													
千葉県	睦沢町	○							○											○				○						○									
千葉県	長生村	○							○											○			○		○	○													

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																					
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																					
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）											＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学は異なる）前支給とは自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
55	55	54	0	0	0	0	1	1	54	0	0	0	0	0	0	0	2	9	16	26	1	30	24	13	39	24	4	4	1	2	9	9	2	0	0	0	0	0	0
千葉県	白子町	○							○												○					○													
千葉県	長柄町	○							○									○							○	○													
千葉県	長南町	○							○										○					○		○													
千葉県	大多喜町	○							○										○				○		○								①10月頃②12月中旬頃						
千葉県	御宿町	○							○											○					○													
千葉県	鋸南町						○	制度としてはあるが、申請者がいないため支給実績なし。															○																
千葉県	布施学校組合	○							○											○					○													

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																	
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）							
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																											（1）当てはまるもの1つに○							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
55	55	53	0	0	0	1	1	1	53	0	0	0	0	0	1	0	3	8	13	28	0	0	0	0	0	0	0	19	0	29	1	1	2	3	3
千葉県	千葉市	○							○											○								○							
千葉県	銚子市	○							○											○								○							
千葉県	市川市	○							○											○								○							
千葉県	船橋市	○							○											○								○							
千葉県	館山市	○							○											○										○					
千葉県	木更津市	○							○											○										○					
千葉県	松戸市	○							○										○											○					
千葉県	野田市	○							○										○									○							
千葉県	茂原市	○							○										○											○					
千葉県	成田市	○							○											○								○							
千葉県	佐倉市	○							○											○								○							
千葉県	東金市	○							○											○								○							
千葉県	旭市	○							○										○									○							
千葉県	習志野市	○							○											○										○					
千葉県	柏市	○							○						○													○							
千葉県	勝浦市	○							○										○									○							
千葉県	市原市	○							○										○									○							
千葉県	流山市	○							○								○											○							
千葉県	八千代市	○							○										○												○				
千葉県	我孫子市	○							○											○										○					
千葉県	鴨川市	○							○											○										○					
千葉県	鎌ケ谷市	○							○											○								○							
千葉県	君津市	○							○									○												○					

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）						
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																											（1）当てはまるもの1つに○						（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他										
55	55	53	0	0	0	1	1	1	53	0	0	0	0	0	1	0	3	8	13	28	0	0	0	0	0	0	0	19	0	29	1	1	2	3	3
千葉県	富津市	○							○											○										○					
千葉県	浦安市	○							○									○												○					
千葉県	四街道市	○							○										○									○							
千葉県	袖ケ浦市	○							○									○												○					
千葉県	八街市	○							○										○											○					
千葉県	印西市	○							○											○								○							
千葉県	白井市	○							○											○								○							
千葉県	富里市	○							○											○								○							
千葉県	南房総市	○							○										○											○					
千葉県	匝瑳市	○							○									○												○					
千葉県	香取市	○							○									○												○					
千葉県	山武市	○							○										○											○					
千葉県	いすみ市	○							○											○										○					
千葉県	大網白里市	○							○											○														○	整備されておらず、現在検討もしていない。
千葉県	酒々井町	○							○								○													○					
千葉県	栄町	○							○											○													○		
千葉県	神崎町	○							○											○														○	特になし
千葉県	多古町	○							○								○													○					
千葉県	東庄町	○							○											○								○							
千葉県	九十九里町	○							○											○														○	家計急変世帯の基準を整備していない
千葉県	芝山町	○							○											○										○					
千葉県	横芝光町	○							○									○												○					
千葉県	一宮町	○							○											○										○					
千葉県	睦沢町	○							○											○										○					
千葉県	長生村	○							○											○										○					

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																	3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）	
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																											（1）当てはまるもの1つに〇							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容							
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．　8月以前	イ．　9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．　1月	キ．　2月	ク．　3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じ個別に支援	エ．就学援助制度以外的経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
55	55	53	0	0	0	1	1	1	53	0	0	0	0	0	1	0	3	8	13	28	0	0	0	0	0	0	0	19	0	29	1	1	2	3	3
千葉県	白子町	〇							〇									〇												〇					
千葉県	長柄町	〇							〇									〇															〇		
千葉県	長南町	〇							〇										〇											〇					
千葉県	大多喜町	〇							〇										〇													〇			
千葉県	御宿町	〇							〇											〇										〇					
千葉県	鋸南町						〇	制度としてはあるが、申請者がいないため支給実績なし。																						〇					
千葉県	布施学校組合					〇																								〇					

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																
		4. 就学援助制度の模倣規定・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																	（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でチと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）で ソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の10倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に○をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																							ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が得用の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他		年	月	
55	55	34	34	30	30	32	38	15	6	28	31	14	8	13	22	26	16	8	0	8	50	0	8	6	14	28	7	5	2	0	0	28	28	
千葉県	千葉市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1			質問(3)のク、サ～ス、タについては、ク、サ～スのいずれかに該当し、かつタに該当する場合に認定している。		○							平成24	12	10%未満
千葉県	銚子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5					○						平成24	4	10%未満
千葉県	市川市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.1					○						平成25	4	10%未満
千葉県	船橋市						○										○				1.5			生活保護の基準額は平成25年4月時点のものを採用		○						平成25	4	10%未満
千葉県	館山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		市町村民税が均等割のみの者・雇用保険が支給されている者・その他、教育委員会が必要と認めた者		○		○							10%未満
千葉県	木更津市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.3					○						平成24	12	10%未満
千葉県	松戸市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.1					○						平成24	12	15%未満
千葉県	野田市						○										○				1.6					○						平成25	7	15%未満
千葉県	茂原市															○					1.3				○				○					15%未満
千葉県	成田市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○				○	1.3		質問(3)のアからカ、ケからサ、ス・セまでのいずれかに該当するもの（被保護者を除く）であり、かつ、生活保護基準の1.3倍の額に学校給食費の実費相当額を合算した基準により判断。なお、生活保護基準は、平成25年8月の改正以前の基準により審査。基準根拠については、世帯員の所得の合計額並びに養育費、失業給付、児童扶養手当、遺族年金その他教育長が認める財産及び諸収入を合算した額とする。基準額の時期については、4月から6月の認定に当たっては前々年度、7月から3月の認定に当たっては前年度を原則として、収入額等に変化があるときは当該年の見込額とする。			○							平成25	8	10%未満
千葉県	佐倉市															○					1.3					○						平成25	4	10%未満
千葉県	東金市	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○					1.3					○						平成25	4	15%未満
千葉県	旭市	○	○	○		○	○	○		○					○	○					1.3			前年度認定、母子又は父子家庭の場合は、生活保護基準額等の1.5	○		○							10%未満
千葉県	習志野市	○	○				○					○					○				1.3					○						平成25	4	10%未満
千葉県	柏市	○		○	○	○	○			○	○					○					1.5					○						平成25	4	10%未満
千葉県	勝浦市															○					1.3					○						平成24	12	15%未満
千葉県	市原市															○					1.3632				○		○							15%未満
千葉県	流山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.1					○						25	4	10%未満
千葉県	八千代市																			○			H25.8以前の基準を採用し、世帯の合計所得が生活保護基準の1.3倍未満の世帯を対象とする。 ただし、児童扶養手当を受給している世帯については2.0倍未満の世帯を対象とする。											10%未満
千葉県	我孫子市	○	○				○					○				○					1.5					○						平成25	4	15%未満
千葉県	鴨川市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			保護者と面談を実施し、家庭状況や世帯の収入などから総合的に判断し、認定をしている。											15%未満
千葉県	鎌ケ谷市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.2					○						平成25	4	10%未満
千葉県	君津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.3					○						平成25	4	10%未満

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																			
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																											5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）で手と回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）で ソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応									（4）（1）で「イ、反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が きわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の10倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ. その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」により、保護基準見直しに伴い、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）でエとした場合のその内容			
																												ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他		年	月	
55	55	34	34	30	30	32	38	15	6	28	31	14	8	13	22	26	16	8	0	8	50	0	8	6	14	28	7	5	2	0	0	28	28	
千葉県	富津市																	○			1.5			令和4年度から要綱改正により生活保護基準額に掛ける係数（倍率）を1.2倍から1.5倍へ											15%未満
千葉県	浦安市						○										○				1.3					○							平成25	4	10%未満
千葉県	四街道市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.5					○							平成25	7	10%未満
千葉県	袖ケ浦市	○	○	○	○	○				○	○					○					1.5				○			○							10%未満
千葉県	八街市															○					1.5			基準を超過するが、前年度に就学援助認定を受けていた申請者等に対しては、一部費目のみを認定とするなど、弾力的に対応（弾力的に対応する範囲は各年度の状況をみて教育長が決定・指示）。	○		○								15%未満
千葉県	印西市															○					1.3				○			○							5%未満
千葉県	白井市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			失業や病気、災害など特別な事情により、経済的に困窮している												10%未満
千葉県	富里市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○		○				1.5					○							平成24	12	10%未満
千葉県	南房総市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				○			○							5%未満
千葉県	匝瑳市	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○					1.3					○							平成30	4	15%未満
千葉県	香取市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5					○							平成25	4	10%未満
千葉県	山武市		○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.2														10%未満
千葉県	いすみ市															○					1.3					○							平成24	12	10%未満
千葉県	大網白里市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				○				○						15%未満
千葉県	酒々井町																	○			1			収入に関する控除額は、所得税の金額を使用し、需要に関する住宅扶助基準は、家賃を使用。											10%未満
千葉県	栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1														5%未満
千葉県	神崎町	○	○		○	○	○				○	○				○					1.5				○		○								5%未満
千葉県	多古町	○	○	○	○	○	○				○	○				○				○	1.5		失業等により生活が困窮していると認められる者。			○							平成25	4	5%未満
千葉県	東庄町																○				1.5					○							30	10	5%未満
千葉県	九十九里町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○		○			○	1.3		失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者			○							平成24	4	10%未満
千葉県	芝山町	○	○	○		○	○				○			○																					10%未満
千葉県	横芝光町		○				○																												10%未満
千葉県	一宮町	○	○	○	○	○	○			○	○							○			1.3														10%未満
千葉県	睦沢町	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○				1.5					○							平成30	4	10%未満
千葉県	長生村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○			1.3														15%未満

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに〇）																			（2）（1）でソ、タ又はチに〇をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに〇をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）で子と回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）で ソ、タに〇をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応											令和4年度
																										（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に〇をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。					（3）（2）で エとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																												ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が得滑の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他				
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が きわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの （例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）							年	月	
55	55	34	34	30	30	32	38	15	6	28	31	14	8	13	22	26	16	8	0	8	50	0	8	6	14	28	7	5	2	0	0	28	28	
千葉県	白子町															○					1.3				○		○								10%未満
千葉県	長柄町	○	○	○	○	○	○			○	○						○			○	1.3		要綱に定める認定基準に準ずる経済的事情として、教育委員会が特に就学援助が必要であると認める者				○						平成25	3	15%未満
千葉県	長南町															○					1.3				○			○							10%未満
千葉県	大多喜町															○					1.3				○		○								10%未満
千葉県	御宿町																	○			1.3														10%未満
千葉県	鋸南町	○					○									○					1.5				○			○							5%未満
千葉県	布施学校組合																	○			1.3														25%未満

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について

7. 令和5年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	
55	55	55	0	0	9	9	9	46	46	0	2	55	0	0	5	5	5	50	50	0	0	27	26	26	1	1	1	0	0	0	10	55	47	47	8	8	8	0	0	0	2	22
千葉県	富津市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0								○			○	22690	15254					通学費は、対象費目がありますが、支給実績はありません
千葉県	浦安市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	23000								実費単価は令和5年度予算額です。
千葉県	四街道市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	19862								
千葉県	袖ケ浦市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	17068								
千葉県	八街市	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	19873					学用品費・通学用品費について、年度途中から認定された者および年度途中で就学援助打ち切りとなった者には、（一定額÷12）×（就学援助認定期間（月数））を支給する。
千葉県	印西市	○			○	13900	11129					○			○	54060	50413					○	○	0								○	○	14882								・学用品費と通学用品費は合算で上限額（13,900円）を設定　→　学用品費欄に記入し、通学用品費欄は空欄 ・通学費0円　→　対象者がいなかったため
千葉県	白井市	○			○	11630	11630					○						○	54060			○	○	0								○	○	18731								学用品費及び通学用品費は、令和4年度予算に計上した単価を支給平均額に記載。 通学費及び医療費は実績なし。
千葉県	富里市	○			○	11630	10995					○			○	54060	51112					○	○	30085								○	○	14740								
千葉県	南房総市	○						○	11630			○						○	54060			○			○	40020	0				利用なし	○			○	22690	19859					
千葉県	匝瑳市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0							実績なし	○	○	22130								
千葉県	香取市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	23033								医療費は、令和4年度実績なし
千葉県	山武市	○						○	11630			○						○	51060													○	○	21960								
千葉県	いすみ市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0								○	○	19600								眼鏡等購入費は令和5年度より開始
千葉県	大網白里市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	19047								
千葉県	酒々井町	○						○	11630			○						○	51060			○	○	0							実績なし	○	○	12317								
千葉県	栄町	○			○	11630	11630					○			○	51060	51060															○	○	15000								
千葉県	神崎町	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0								○	○	21861								
千葉県	多古町	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0							実績なし	○	○	29758								オンライン学習通信費については、令和4年10月1日から適用。年度途中から就学援助費の支給を開始する場合は、年額16,800円を12月で除して得た額に支給月数を乗じて得た額（10円未満はの端数切り捨て）を支給額とする。
千葉県	東庄町	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	22690					
千葉県	九十九里町	○			○	11630	10252					○						○	54060													○			○	22690	22038					
千葉県	芝山町	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	22690					
千葉県	横芝光町	○						○	11630			○						○	51060													○	○	26747								・（1）新入学児童生徒用学用品費の対象は第1学年のみとなり、入学前に受給していない者に限ります。 ・（1）通学用品費の対象は第1学年以外となります。 ・（1）医療費は18歳まで無料であり、支出がないための円となります。 ・（4）中学校入学準備費の対象は第6学年のみとなります。
千葉県	一宮町	○						○	11630		4月に年額支給しているが、年度の途中で認定は月割り支給をしている。	○						○	54060													○	○	26932								
千葉県	睦沢町	○						○	11630			○						○	54060													○	○	12800								
千葉県	長生村	○						○	11630			○						○	51110													○			○	70000	26942					・医療費については実績なし ・日本スポーツ振興センター共済負担金については免除

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |